

## 平成28年第5回（12月）議会定例会会議録

招集年月日	平成28年12月6日		
招集の場所	川北町議会議場		
開会宣告日時	平成28年12月6日 午前10時03分		
閉議宣告日時	平成28年12月6日 午前10時33分		
応招議員	1番 井波秀俊	2番 山村秀俊	3番 森 作治
	4番 西田時雄	5番 田中秀夫	6番 苗代 実
	7番 作田良一	8番 坂井 毅	9番 作田 毅
	10番 山先守夫		
不応招議員	なし		
出席議員	1番 井波秀俊	2番 山村秀俊	3番 森 作治
	4番 西田時雄	5番 田中秀夫	6番 苗代 実
	7番 作田良一	8番 坂井 毅	9番 作田 毅
	10番 山先守夫		
欠席議員	なし		
会議録署名議員	7番 作田良一	8番 坂井 毅	9番 作田 毅
地方自治法第121条の 規定により説明のため 出席した者の職氏名	町長 前 哲雄	副町長 山岡正見	教育長 室谷敏彦
	総務課長 吉田 晃	税務課長 中田利明	住民課長 山下利彦
	保健センター館長兼福祉課長 大山 保	産業経済課長 吉岡友次	
	土木課長 川北征章	学校教育課長兼社会教育課長 山本忠浩	
職務のため議場に出席 を求めた者の職氏名	事務局長 奥村栄一		
議事日程	別紙のとおり		
会議に付した事件	別紙のとおり		
会議の経過	別紙のとおり		

平成28年第5回

議 事 日 程 (第1号)

川北町議会定例会

平成28年12月6日 午前10時開議

第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 議案第43号から議案第62号まで (一括上程)  
(提案理由の説明、質疑、委員会付託)

第4 議案第63号 (議題)  
(提案理由の説明、質疑・討論省略、採決)

第5 議員提出議案第4号及び第5号 (一括議題)  
(提案理由の説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決)

## 会 議 に 付 し た 事 件

- 議案第43号 平成27年度川北町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第44号 平成27年度川北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第45号 平成27年度川北町簡易水道事業等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第46号 平成27年度川北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第47号 平成27年度川北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第48号 平成27年度川北町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第49号 平成27年度川北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第50号 平成28年度川北町一般会計補正予算
- 議案第51号 平成28年度川北町国民健康保険特別会計補正予算
- 議案第52号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第53号 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第54号 川北町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第55号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第56号 川北町税条例の一部を改正する条例について
- 議案第57号 川北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第58号 川北町放課後児童健全育成事業に係る保護者の負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第59号 川北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第60号 川北町農業委員会委員定数条例の一部を改正する条例について
- 議案第61号 川北町有線放送電話の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 議案第62号 川北町役場事務分掌条例の一部を改正する条例について
- 議案第63号 川北町固定資産評価審査委員会委員選任につき同意を求めることについて
- 議員提出議案第4号 北朝鮮による核・ミサイル問題の早期解決を求める意見書
- 議員提出議案第5号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書

《町民憲章唱和》

◇議長 山先 守夫

開会に先立ち町民憲章を唱和致します。

一同、ご起立下さい。

(唱和)

ご着席下さい。

《開会》

◇議長 山先 守夫

只今から、平成 28 年第 5 回川北町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

(午前 10 時 03 分)

《会期の決定》

◇議長 山先 守夫

日程第 1 会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 12 月 9 日までの 4 日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から 12 月 9 日までの 4 日間に決定しました。

尚、これに基づく議事日程は、お手元へ配布しておきましたからご了承願います。

《会議録署名議員の指名》

◇議長 山先 守夫

日程第 2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第 127 条の規定によって、

7 番 作田良一君、8 番 坂井 毅君、9 番 作田 毅君を指名します。

尚、地方自治法第 121 条の規定により、説明のため会議に出席を求めた者は、町長、副町長、教育長及び担当課長であります。

《提出議案 議題及び説明》

◇議長 山先 守夫

日程第 3 議案第 43 号から議案 62 号までを一括上程します。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 前 哲雄君。

◇町長 前 哲雄

はい、議長。

本日ここに平成 28 年第 5 回、議会定例会を開催致しましたところ、議員の皆様方には何かとご多用の中、ご出席を戴きまして誠に有難うご座居ます。

議案の説明に先立ちまして、町の近況についてご報告をしたいと思います。

先ず、前年度からの繰越事業についてであります。5 つの事業のうち、2 事業が完了し、「公有財産管理システム・固定資産台帳整備事業」など 3 事業につきましても、それぞれ順調に進捗を致しております。

次に本年度の事業についてであります。

先ず、既に完了致しました中島地区での「上下水道管路施設整備工事」「体育施設トイレ洋式化工事」などに続き「百寿会館空調設備等改修工事」は、今月中に完了する予定で「防災行政無線システム整備工事」は、来年 2 月末が工期ですが、既に運用を開始致しております。ただ、受信状態の悪い世帯が、想定以上に多い状況であります。早急に整備をして参ります。

また「農村総合整備事業」によります、中島地区での「集落防災安全施設整備」「土地改良施設維持管理適正化事業」「ふれあい健康センター補修工事」「工業用水道施設及び管路工事」、そして「町道の舗装工事」などは、それぞれ工期内の完成を目指し、更に「橋梁改修工事」は工事着手をしたばかりであります。

その他の事業では、「住宅のリフォームや太陽光発電設備の設置」そして「人間ドック助成」は、いずれも計画以上に進捗を致しております。

次に、町の基幹産業の農業についてであります。平成 28 年産米作況指数は、皆さんもご覧になったかと思いますが、全国が 103、石川県は 104 で、共に「やや良」でありました。

こうした中、国は来年平成 29 年産米の生産数量目標を、全国一律に前年比マイナス 1.1%、8 万トン減の 735 万トンと決定致しております。

なお、国による生産調整は平成 30 年産から廃止され、生産者の自主的な取組に移行することが決まっておりますが、TPP 問題とも併せ、今後の行方や詳細について、注視しているところでもあります。

次に、ごみ処理及び消防業務に係る、広域事務組合についてであります。

能美広域事務組合の解散につきましては、能美市と平成 3 月 31 日解散で、各種協議が概ねまとまって参りました。

一方、白山野々市広域事務組合への加入につきましては、能美広域事務組合の解散後、4 月 1 日と日を置かず、ごみ処理と消防の両業務とも、直営で運営する方向で協議を重ねております。

今後も、町民の皆様方の安全・安心の確保につきまして注意を払って参りたいと考えております。

それでは 12 月議会定例会に提案を致しました議案について、その概要をご説明申し

上げます。

初めに、議案第 43 号から 49 号までの、平成 27 年度各会計の歳入歳出決算の認定についてご説明を致します。

まず一般会計であります。歳入総額 4,316,081 千円、歳出総額 4,167,883 千円で差引 148,198 千円の決算であります。実質収支につきましては、28 年度への繰越財源を差し引き 142,395 千円となります。

まず歳入について申し上げますと、町税は、全体の 31.4%を占めていますが、3 年に 1 度の家屋の評価替えの影響による固定資産税の減少により、平成 26 年度に比べ、マイナス 17,655 千円、率にして 1.3%の減となっております。

また、普通交付税は、町税の減少に加え社会保障関係費などの増額に伴い、64,502 千円の増となっております。

一方、補助事業を積極的に活用した普通建設事業費の大幅な増加により決算規模が大きくなった為、歳入に占めます一般財源比率と自主財源比率は、前年度より低下致しましたが、それぞれ 59.3%と 45.1%で、引続き健全な数値を維持しております。

次に歳出のうち建設事業は、「中島及び川北小学校の冷暖房設備工事」「全小中学校での非構造部材耐震化工事」をはじめ「農村総合整備事業」「防災行政無線整備事業」「町道等の整備工事」「町営住宅外壁等改修工事」そして「再生可能エネルギー等導入事業」などで、補助事業を活用し教育や福祉、生活環境、そして安全・安心な暮らしに必要な施設整備に努めて参りました。

また、地下水低下による濁水対策の実施や「工業用水道の水源さく井工事」にも着手し、その総額は 1,064,604 千円で、前年度に比べ 361,366 千円多く、51.4%の増となりました。

ソフト事業では、18 歳までの「乳幼児・児童等への医療費助成」の償還払いから現物給付への移行や、第 3 子以降の保育料無料化の対象拡大をはじめ、「不妊症及び不育症治療費助成」そして「出産育児一時金」の支給など、安心して子育てが出来る施策を進めて来たほか、75 歳以上の「高齢者への医療費助成」「住宅のリフォーム助成」そして「各種予防接種」や「人間ドッグ助成」などの事業も継続して実施しております。

また「中小企業設備投資補助事業」「創業・起業地域活性化事業」そして「各種利子補給補助」など中小事業者への支援策を講じ、地域産業の振興にも取り組んで参りました。

更に、後年度の負担を軽減する為の繰上償還を実施したものの、歳入に占めます町税の減少に加え、先ほど申し上げました濁水対策に想定外の費用を要したほか、工業用水道事業の開始により、平成 20 年度以来 8 年振りに財政調整基金 160,000 千円を取り崩すこととなり、厳しい財政状況となりました。

なお、町の基金などの総額は、2,497 百万円余となっております。

次に、国民健康保険特別会計であります。

歳入総額 578,845 千円、歳出総額 565,705 千円で差引 13,140 千円の決算となり、26 年度に比べますと、歳入で 11.5%、歳出で 15.1%の、いずれも増となっております。

次に、簡易水道事業特別会計は、歳入総額 103,985 千円、歳出総額 103,147 千円で差引 838 千円の決算ですが、渇水対策による水道施設改修工事の実施により、歳入で前年度比 78,340 千円、305.5%増、歳出で 78,410 千円、317.0%の増と大幅な増加となりました。

集落排水事業特別会計は、歳入総額 139,163 千円、歳出総額 133,640 千円で差引 5,523 千円の決算であります。

次に介護保険事業特別会計は、歳入総額 462,571 千円、歳出総額 454,035 千円で差引 8,536 千円の決算であります。

次に介護保険サービス事業特別会計は、歳入総額 56,409 千円、歳出総額 54,415 千円で差引 1,994 千円の決算であります。

最後に、後期高齢者医療特別会計は、歳入総額 51,726 千円、歳出総額 51,078 千円で差引 648 千円の決算となっております。この会計は、収支が 0 となる性質を持った会計であります。

以上が、平成 27 年度、各会計の決算の概要であります。

次に、議案第 50 号「一般会計補正予算」についてであります。

今回の補正額は 34,500 千円で、予算の累計額は 3,856,600 千円となります。

補正の主なものは、議会費と総務費では、人事院勧告等に基づく給与費に合わせて、688 千円を補正致します。

衛生費では、「短期人間ドック」の利用者が増えておりますので、6,000 千円を追加補正するほか、番号制度に伴う健康管理システムの改修費に 972 千円、そして、ごみ処理実施計画等の作成費に 3,840 千円を補正致します。

農林水産業費では、「経営転換協力金」2,000 千円を、追加計上致します。

土木費は「住宅用太陽光発電システム設置費」と「住宅リフォーム助成事業」の補助金に、合わせて 3,000 千円を追加致します。

また、国の補正予算に呼応し、平成 29 年度に計画しておりました町道整備事業を前倒しで実施することとし、実施設計費と工事請負費に合わせて 17,000 千円を補正計上致します。

教育費では、平成 27 年度に実施致しました小学校空調設備整備により、電気料金が当初の見込みより増えましたので、その費用 1,000 千円を追加致します。

これらの財源につきましては、国・県支出金、繰越金、そして町債を充当致しております。

次に、議案第 51 号「国民健康保険特別会計」の補正予算は 11,800 千円で、一般被保険者の高額療養費に、11,068 千円を追加補正するほか、番号制度導入に伴うシステム改修費などで、財源は、国・県支出金、繰越金を充当致しております。

次に、条例について申し上げます。

議案第 52 号から 54 号までの「一般職の職員の給与に関する条例」「特別職の職員の給与等に関する条例」、そして「議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例」の、3 条例のそれぞれ一部改正についてであります。

人事院勧告に基づく給与水準の改定で、一般職の月給を平均 0.2%引き上げるほか、12 月に支給する勤勉手当を、0.1 ケ月分引き上げ、特別職の期末手当を 0.1 ケ月分引き上げる改正で、平成 28 年 4 月 1 日に遡及し適用致します。

併せて、扶養手当額の段階的見直しを行い、改正に係る期末・勤勉手当の引き上げ分につきましては、平成 29 年度以降は、6 月と 12 月に分けて支給する旨改正し、平成 29 年 4 月 1 日から施行致します。

また、議案第 55 号の「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正」では、育児休業や介護休暇等に関する改正を行い、平成 29 年 1 月 1 日から施行致します。

次に、議案第 56 号「税条例の一部を改正する条例」は、地方税法等の改正に伴うもので、疾病の予防等への取組を行っている個人が、医療用から転用された医薬品を購入する費用を所得控除する医療費控除の特例を新たに創設し、平成 30 年 1 月 1 日から施行するなどの改正であります。

次に、議案第 57 号「国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」は、町民税で分離課税される特例適用利子及び配当等の額を、国保税の所得割額の算定等に用いる、総所得額に含めるとする改正で、平成 29 年 1 月 1 日から施行致します。

次に、議案第 58 号、「放課後児童健全育成事業に係る保護者の負担に関する条例の一部改正について」であります。

内容は、18 歳未満の児童が 3 人いる多子世帯の第 3 子以降の児童で、町民税所得割合計額が定められた額未満の世帯に対し、学童保育料を免除する改正で、平成 28 年 4 月 1 日に遡及し適用致します。

次に、議案第 59 号「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例について」であります。

低所得世帯等への保育料額軽減について、年収約 360 万円未満相当の世帯について、多子算定の年齢制限を撤廃し、第 2 子の保育料を半額、第 3 子以降の保育料を無償化するほか、ひとり親等の世帯への優遇措置を拡充する改正で、平成 28 年 4 月 1 日に遡及し適用致します。

また、石川県多子世帯保育料無料化事業実施要綱の改正を受け、年収約 360 万円未満相当の世帯について、第 2 子の保育料等は無償化する改正も行い、平成 28 年 11 月 1

日に遡及し適用致します。

次に議案第 60 号「農業委員会の委員の定数に関する条例の一部を改正する条例について」であります。

農業委員会法の改正により、農業委員の選挙による公選制が廃止され任命制となります。また、委員数は現在 16 名ですが、改正後は、15 名と致します。これは、平成 29 年 4 月 1 日から施行致します。

次に、議案第 61 号「有線放送電話の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について」は、防災行政無線の運用を開始し、有線放送電話の運営を終了致しましたので、これに関する条例を廃止するものであります。

最後になりますが、議案第 62 号「事務分掌条例の一部を改正する条例について」は、本条例の用語の修正及び有線放送電話に関する規定を削除する改正であります。

以上が、12 月議会定例会に提案を致しました議案の概要であります。

何卒、慎重にご審議の上、適切なるご決議を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明と致します。

◇議長 山先 守夫

これをもって、提案理由の説明を終わります。

《質疑・委員会付託》

◇議長 山先 守夫

これから、只今、一括上程されております議案第 43 号から議案第 62 号までに対する質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

只今、上程されております議案第 43 号から議案第 62 号までは、お手元に配布しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することにしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、議案第 43 号から議案第 62 号までは、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

《提出議案 議題及び説明》

◇議長 山先 守夫

日程第 4 議案第 63 号を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 前 哲雄君。

◇町長 前 哲雄

はい、議長。

それでは人事案件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第 63 号「固定資産 評価審査委員会委員選任につき同意を求める事について」であります。

現在、委員の勘田行夫さんは、この 12 月 19 日で任期が満了致します。

現在まだ 2 期目であります。再度選任致したく、地方税法第 423 条第 3 項の規定により提案するものであります。

議員各位のご同意を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明と致します。

◇議長 山先 守夫

これをもって、提案理由の説明を終わります。

《質疑・討論省略 採決》

◇議長 山先 守夫

只今、議題となっています議案第 63 号については人事に関する案件でありますので質疑・討論を省略し、直ちに採決致したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略することに決定しました。

これより、採決致します。

議案第 63 号「川北町固定資産評価審査委員会委員選任につき同意を求めることについて」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(起立 9 名)

はい。起立全員です。

議案第 63 号「川北町固定資産評価審査委員会委員選任につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。

《議員提出議案 議題及び説明》

◇議長 山先 守夫

日程第 5 議員提出議案第 4 号及び議員提出議案第 5 号を一括議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

5 番 田中 秀夫君。

◇5 番 田中 秀夫

はい、議長。

議員提出議案第 4 号「北朝鮮による核・ミサイル問題の早期解決を求める意見書」につ

いて、提案理由の説明を申し上げます。

北朝鮮は、我が国をはじめ、国際社会の再三の自制要請を無視して、弾道ミサイル等を発射し続けており、特に、8月24日に潜水艦から発射されたとされる弾道ミサイルは、日本の防空識別圏内にまで到達しており、漁業関係者の安全な創業を脅かすばかりではなく、日本の安全保障そのものに対する直接的で重大な暴挙であり、断じて容認できるものではありません。

度重なる核実験をはじめとするこれまでの北朝鮮の一連の行動は、国際社会の平和と安定を著しく損なうとともに、六者会合などで確認された朝鮮半島の非核化の方針にも逆行するものであり、このままの状態が続けば、我が国への脅威が一層増すことが懸念されます。

よって、国におかれては、唯一の被爆国としての立場も鑑み、北朝鮮に対して毅然と抗議するとともに、平和的解決に向け、国際社会との連携を一層密にし、国連決議の遵守を強く北朝鮮に働きかけることが、必要とされています。

以上のことから、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するものです。

どうか、全会一致のご賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

◇議長 山先 守夫

7番 作田 良一君。

◇7番 作田 良一

はい、議長。

議員提出議案第5号「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書」について、提案理由の説明を申し上げます。

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなり、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められているところです。

しかしながら、昨年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員の“なり手不足”が大きな問題となっています。

こうした中、地方議会議員の年金制度を時代に相応しいものにすることが、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保につながるため、地方議会議員の厚生年金制度加入の為の法整備を早急に実現することが、必要とされています。

以上のことから、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出するものです。

どうか、全会一致のご賛同を賜りますよう、お願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

◇議長 山先 守夫

これをもって、提案理由の説明を終わります。

《質疑・委員会付託省略 採決》

◇議長 山先 守夫

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案件については、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

本案件については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから、議員提出議案第 4 号及び議員提出議案第 5 号を一括して採決します。

議員提出議案第 4 号及び議員提出議案第 5 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立 9 名)

はい。起立全員です。

したがって、議員提出議案第 4 号及び議員提出議案第 5 号は、原案のとおり可決されました。

《閉議》

◇議長 山先 守夫

以上をもって、本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、明 12 月 7 日から 12 月 8 日までを休会とし、12 月 9 日午前 10 時より本会議を開きます。

本日は、これにて散会します。

(午前 10 時 33 分)